

砂川市訓令第34号

令和7年4月1日

砂川市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

砂川市事務決裁規程の一部を改正する訓令

砂川市事務決裁規程（平成10年訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「ふれあいセンター所長」を「所長」に改める。

別表第2（第4条関係）個別決裁事案保健福祉部に関する事項を次のように改める。

保健福祉部に関する事項

項目	決裁責任者	
	課長	部長
1 社会福祉課に関する事項		
(1) 社会福祉に係る年間事業計画の策定		○
(2) 戦傷病者、戦没者遺族及び引揚者の援護	○	
(3) 行旅死病人及び浮浪者の救護等		○
(4) 災害援護対策の実施	○	
(5) 生活保護法による保護措置		○
(6) 身体障害者及び知的障害者福祉援護措置		○
(7) 民生委員協議会に関する事務	実施	計画
(8) 社会福祉団体との連絡調整及び指導育成		○
(9) 献血推進計画及び実施	○	
(10) 関係社会福祉法人の監査及び連絡調整		○
2 子育て支援課に関する事項		
(1) 児童福祉法による援護措置		○
(2) 保育所児童の給食その他施設の維持管理	○	
(3) 児童手当の支給	○	
(4) 児童扶養手当の支給及び特別児童扶養手当の事務		○
(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉援護措置		○
(6) 社会福祉団体との連絡調整及び指導育成		○
(7) 納入督促、納期変更及び分割納付	○	
3 介護福祉課に関する事項		
(1) 老人福祉に係る年間事業計画の策定		○
(2) 老人福祉法による援護措置		○
(3) 地域包括支援センターの管理運営	実施	計画
(4) 老人憩の家の管理運営	○	
(5) 社会福祉協議会との連絡調整		○
(6) 老人クラブの指導育成	実施	計画
(7) 介護保険被保険者資格の得喪の認定及び被保険者証等の交付	○	
(8) 介護保険事業の運営		○
(9) 福祉複合施設の運営指導		○
(10) 関係社会福祉法人の監査及び連絡調整		○

4	子ども家庭センターに関する事項		
	(1) 妊産婦及び乳幼児の健康診査	実施	計画
	(2) 妊産婦、子ども及び子育て世帯の健康教育及び健康相談	実施	計画
	(3) 妊産婦、子ども及び子育て世帯の訪問指導及び機能訓練事業	実施	計画
	(4) 要支援児童、要保護児童等への包括的支援	○	
5	ふれあいセンターに関する事項		
	(1) 各種健康診査、予防接種及び保健事業	実施	計画
	(2) 健康教育及び健康相談	実施	計画
	(3) 訪問指導及び機能訓練事業	実施	計画
	(4) 救急夜間診療及び休日診療業務の処理	○	
	(5) 医師会及び歯科医師会との連絡調整		○
	(6) 開業医誘致等に関する事務		○
	(7) 高齢者のいきがいと健康づくり事業	実施	計画
	(8) ふれあいセンターの管理	○	
6	子ども通園センターに関する事項		
	(1) 子ども通園センターの管理運営	実施	計画
	(2) 施設の使用許可に関すること。		○
	(3) 児童の発達支援、相談及び援助	○	
	(4) 放課後等デイサービス事業	○	
	(5) 地域療育推進協議会に関する事務	○	

別表第2（第4条関係）個別決裁事案経済部に関する事項を次のように改める。

経済部に関する事項

項目	決裁責任者	
	課長	部長
1 商工労働観光課に関する事項		
(1) 中小企業等貸付資金の融資決定		○
(2) 計量器定期検査	○	
(3) 中小企業等協同組合設立、勸奨指導及び諸届の進達		○
(4) 商工業の振興及び相談指導	○	
(5) 展示会、見本市等の出品の勸奨あっせん	○	
(6) 商工団体との連絡調整		○
(7) 観光協会との連絡調整及び指導育成		○
(8) 歓迎塔の運営管理	○	
(9) 観光及び関係機関、団体等との連絡調整		○
(10) 観光宣伝の実施	○	
(11) 観光事業、イベント等の調査研究		○
(12) 企業等誘致に係る情報収集及び分析	収集	分析
(13) 既存企業等の工場適地誘導への情報収集及び分析	収集	分析
(14) 企業誘致等関係団体等との連絡調整		○

(15) 労働相談の実施	○	
(16) 労働関係団体との連絡調整		○
(17) 勤労者共済会の指導育成	○	
(18) 職業訓練の奨励	○	
(19) 労働会館の管理	○	
(20) ふるさと活性化プラザの管理運営	実施	計画
(21) まちなか交流施設の管理運営	実施	計画
2 農政課に関する事項		
(1) 農業等生産対策、経営の改善及び技術の普及		○
(2) 農業、林業及び畜産関係団体との連絡調整		○
(3) 農作物の作況調査及び農作物等被害の実態調査	○	
(4) 生産調整対策に係る事務処理	○	
(5) 森林の保護及び造林指導	○	
(6) 火入林許可	○	
(7) 野ねずみ、病害虫の駆除及び農薬使用の指導	○	
(8) 家畜伝染病の検診及び予防注射の実施	○	
(9) 鳥獣保護及び有害鳥獣の狩猟の許可	○	
(10) 内水面漁業の権利及び採捕	○	
(11) 国営及び道営土地改良事業実施に係る調整		○
(12) 土地改良区受託事業		○
(13) 北吉野コミュニティセンターの管理運営	実施	計画

別表第2（第4条関係）個別決裁事案建設部に関する事項を次のように改める。

建設部に関する事項

項目	決裁責任者	
	課長	部長
1 土木課に関する事項		
(1) 道路及び河川の占用許可	1年以内	1年超
(2) 交通遮断又は制限区間の指定	○	
(3) 道路管理者以外の者の行う道路工事の承認	○	
(4) 道路標識の設置		○
(5) 道路工事に伴う地下埋設物、電柱等の移設	○	
(6) 道路及び河川愛護団体の指導育成		○
(7) 除雪	実施	計画
(8) 流雪溝の維持管理	○	
(9) 道路、橋梁及び河川の補修	○	
(10) 水防施設及び資材の維持管理	○	
(11) 土木事業車及び車両センターの維持管理	○	
(12) 土木、治水等関係団体との連絡調整		○
(13) 土木設計図の作成保管	○	

	(14) 道路等の住民説明会の開催		○
2	都市計画課に関する事項		
	(1) 都市公園の使用許可	1年以内	1年超
	(2) 公園緑地の維持管理	○	
	(3) 国土利用計画法に基づく土地売買の届出		○
	(4) 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定		○
	(5) 都市計画法に基づく開発許可の進達		○
	(6) 都市計画等関係機関との連絡調整	○	
	(7) 緑化思想の啓蒙	○	
	(8) 緑化協力団体との連絡調整	○	
	(9) 下水道の使用等に係る届出の受理	○	
	(10) 汚水排出量及び用途区分の認定並びに使用料の減免	○	
	(11) 使用料並びに受益者負担金、分担金の納入督促、納期変更及び分割納付	○	
	(12) 水洗便所改造資金の貸付決定		○
	(13) 排水設備等の計画の確認及び検査	○	
	(14) 下水道排水設備工事責任技術者の登録（変更分）		○
	(15) 区域外流入の許可	○	
	(16) 除外施設の設置等の届出の受理	○	
	(17) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用許可	○	
	(18) 資金計画、資金運用及び一時借入金の決定		○
3	建築住宅課に関する事項		
	(1) 建築確認申請審査	○	
	(2) 建築確認申請完了検査	○	
	(3) 建築確認申請の道路位置指定の同意及び仮設建築物の許可		○
	(4) 住宅金融公庫融資住宅設計審査	○	
	(5) 住宅金融公庫融資住宅現場審査	○	
	(6) 建築基準法に基づく違反建築物に対する命令等		○
	(7) 市営住宅等の入居許可及び退去届の確認	○	
	(8) 市営住宅等団地内の工作物等設置許可	○	
	(9) 市営住宅等及び共同施設等の維持管理	○	
	(10) 使用料並びに敷金の納入督促、納期変更及び分割納付	○	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。